

ID: 185

担当部署: 産業課

<b>処分の概要</b>	使用料の徴収		
<b>例規名 根拠条項</b>	高根沢町クリエイターズ・デパートメントの設置及び管理に関する条例 第11条第1項		
<b>例規番号</b>	平成29年条例第1号		
<b>【基準】</b>			
第11条の規定による。 (使用料)			
第11条 使用者は、次の表に掲げる使用料を納付しなければならない。			
	<b>施設区分</b>	<b>使用料</b>	<b>納入時期</b>
	多目的広場	1平方メートルあたり日額100円	使用許可を受けたとき
	創業支援施設1号	テナント月額10,000円 (光熱水費は実費)	使用月の前月末日まで
	創業支援施設2号		
	創業支援施設3号		
	創業支援施設4号		
	創業支援施設5号		
2 前項の使用料のうち、創業支援施設の使用者が新たに当該施設を使用した場合において、その月の使用期間が1月未満のときは、日割り計算とし、計算された使用料の合計額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。			
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和7年3月27日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日